

被災された方の保育料等の減免（負担軽減）

この度の台風13号による集中豪雨(9月8日)により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

高萩市では、被災された方の被害状況に応じて保育園や児童クラブの保育料等の減免（負担軽減）を実施します。該当される方は申請をしてください。

なお、該当される方であっても、申請がない場合には減免（負担軽減）になりませんのでご注意ください。

1. 保育料減免（負担軽減）の対象

対象者		保育料の減免	
保護者等	り災証明書「住家の被害の程度」		
・高萩市から保育料の決定を受け、 保育園等へ通う児童の保護者等 （広域入所者※1含む） ・ 児童クラブへ通う児童の保護者等	全壊	保育料等の全額を減免（負担軽減） （R5.9月～R6.3月） ※民間児童クラブについては、上限5,000円以内	
	大規模半壊		
	中規模半壊		
	半壊		
	準半壊には至らない（一部損壊）	床上浸水※2	保育料等の減免（負担軽減）なし
	準半壊には至らない（一部損壊）	床下浸水	
り災証明書なし			

※1 市内在住で市外保育園等へ通園する者

※2 罹災証明書の住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」であっても、追加記載事項②で浸水区分が「床上浸水」である場合には**減免（負担軽減）対象**となります。

2. 保育料等減免（負担軽減）の対象期間

令和5年9月から令和6年3月の7ヵ月分の保育園等の保育料及び給食費、児童クラブの保育料を全額減免（負担軽減）

3. 減免（負担軽減）

- ・高萩市に納入していただいている保育園等の保育料及び給食費、児童クラブの保育料
⇒対象期間における賦課（納付額）を0円にすることで減免
- ・保育園等に納入していただいている保育園等の保育料及び給食費
⇒一旦、各園に保育料及び給食費を納入後、高萩市が保護者等に同額を支払うことで負担を軽減（実質負担額0円）

4. 申請に必要なもの

- ①利用者負担額（保育料）減免申請書
- ②り災証明書（高萩市役所 市民課にて発行）の写し
- ③保育料等を納入したことを証する書類（領収書など）※償還払いの場合のみ

5. 申請先・お問合せ先

高萩市役所 子育て支援課（電話番号：0290-23-2129）

※高萩市ホームページ内「はぎハピ」にも同様のお知らせを掲載しておりますので、ご参照ください。